明治二十五年三月二十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成二十三年三月二十五日

○国会第百七十七回 参議院会議録第七号

平成二十三年三月二十五日（金曜日）
午前十時一分開議

○議事日程　第七号
平成二十三年三月二十五日
午前十時開議
第一　展覧会における美術品損害の補償に関する法律案（第百七十六回国会内閣提出衆議院送付）
第二　海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律案（衆議院提出）

○本日の会議に付した案件
一、政治資金適正化委員会委員の指名
以下　議事日程のとおり

○議長（西岡武夫君）　これより会議を開きます。
この際、政治資金適正化委員会委員の指名についてお諮りいたします。
内閣から、政治資金適正化委員会委員五名の任命について、本院の議決による指名を求めてまいりました。
よって、これより政治資金適正化委員会委員五名の指名を行いたいと存じます。
つきましては、政治資金適正化委員会委員の指名は、議長に一任せられたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（西岡武夫君）　御異議ないと認めます。
よって、議長は、政治資金適正化委員会委員に上田廣一君、小見山満君、日出雄平君、谷口将紀君及び牧之内隆久君を指名いたします。

○議長（西岡武夫君）　日程第一　展覧会における美術品損害の補償に関する法律案（第百七十六回国会内閣提出衆議院送付）
日程第二　海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律案（衆議院提出）
以上両案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。文教科学委員長二之湯智君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔二之湯智君登壇、拍手〕
○二之湯智君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。
まず、展覧会における美術品損害の補償に関する法律案は、第百七十六回国会に提出され、本院において継続審査とされていたものであります。
その内容は、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資する展覧会の開催を支援するため、その主催者が展覧会のために借り受けた美術品に損害が生じた場合に、政府が当該損害を補償する制度を創設しようとするものであります。
なお、衆議院において、政府が補償契約を締結する場合の規定に、博物館法に規定する博物館又は博物館相当施設における展覧会の開催に資するものとなるよう配慮すること等を内容とする修正が行われております。
次に、海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律案は、衆議院文部科学委員長提出によるものであり、海外の美術品等の我が国における公開の促進を図るため、海外の美術品等に対する強制執行等の禁止の措置を定めるとともに、国の美術館等の施設の整備及び充実等について定めることにより、国民が世界の多様な文化に接する機会の増大を図ろうとするものであります。
委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、両法律案の趣旨、地震等による美術品の損害補償、主権免除法との関係等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。
質疑を終局した後、展覧会における美術品損害の補償に関する法律案について、民主党・新緑風会、自由民主党、公明党及びみんなの党を代表して神本理事から施行期日等に関する修正案が提出されました。
採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。
次に、海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律案について、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（西岡武夫君）　これより採決をいたします。
まず、展覧会における美術品損害の補償に関する法律案の採決をいたします。
本案の委員長報告は修正議決報告でございます。
本案を委員長報告のとおり修正議決することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。
〔投票開始〕
○議長（西岡武夫君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。
〔投票終了〕
○議長（西岡武夫君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数	二百三十五
賛成	二百三十五
反対	○

よって、本案は全会一致をもって委員長報告のとおり修正議決されました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（西岡武夫君）　次に、海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（西岡武夫君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（西岡武夫君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十五

賛成　二百三十五

反対　〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

――――――――――

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

――――――――――

○議長（西岡武夫君）　本日はこれにて散会いたします。

午前十時九分散会

――――――――――

出席者は左のとおり。

議長　西岡　武夫君

副議長　尾辻　秀久君

議員

竹谷とし子君　石川　博崇君
吉田　忠智君　亀井亜紀子君
山本　博司君　秋野　公造君
山内　徳信君　森田　高君
自見庄三郎君　長沢　広明君
横山　信一君　又市　征治君
有田　芳生君　金子　洋一君
浜田　昌良君　谷合　正明君
山本　香苗君　福島みずほ君
大久保潔重君　米長　晴信君
行田　邦子君　西田　実仁君
加藤　修一君　渡辺　孝男君
藤谷　光信君　松野　信夫君
川上　義博君　室井　邦彦君
林　久美子君　魚住裕一郎君
松　あきら君　荒木　清寛君
小林　正夫君　大石　尚子君
今野　東君　中村　哲治君
佐藤　公治君　木庭健太郎君
白浜　一良君　山口那津男君
草川　昭三君　藤原　正司君
谷　博之君　高橋　千秋君
増子　輝彦君　福山　哲郎君
櫻井　充君　小西　洋之君
石橋　通宏君　谷　亮子君
安井美沙子君　斎藤　嘉隆君
小見山幸治君　田城　郁君
西村まさみ君　徳永　エリ君
吉川　沙織君　平山　誠君
外山　斎君　友近　聡朗君
梅村　聡君　平山　幸司君
牧山ひろえ君　川合　孝典君
徳永　久志君　水戸　将史君
大島九州男君　横峯　良郎君
轟木　利治君　蓮　舫君
広田　一君　藤末　健三君
尾立　源幸君　川崎　稔君
前川　清成君　大久保　勉君
白　眞勲君　ツルネン　マルティ君
藤田　幸久君　一川　保夫君
森　ゆうこ君　水岡　俊一君
榛葉賀津也君　岩本　司君
鈴木　寛君　広野ただし君
郡司　彰君　平田　健二君
輿石　東君　羽田雄一郎君
加藤　敏幸君　小川　敏夫君
長浜　博行君　小川　勝也君
直嶋　正行君　大野　元裕君
中原　八一君　難波　奨二君
江崎　孝君　大江　康弘君
糸数　慶子君　中西　祐介君
松浦　大悟君　中谷　智司君
植松恵美子君　舟山　康江君
風間　直樹君　塚田　一郎君
姫井由美子君　武内　則男君
谷岡　郁子君　大河原雅子君
相原久美子君　藤原　良信君
加賀谷　健君　佐藤　正久君
那谷屋正義君　足立　信也君
藤本　祐司君　津田弥太郎君
芝　博一君　主濱　了君
柳澤　光美君　野上浩太郎君
松井　孝治君　大塚　耕平君
辻　泰弘君　平野　達男君
神本美恵子君　池口　修次君
山根　隆治君　山谷えり子君
岡崎トミ子君　北澤　俊美君
柳田　稔君　前田　武志君
田中　直紀君　江田　五月君
石井　一君　山東　昭子君
長谷川　岳君　浜田　和幸君
藤川　政人君　若林　健太君
三原じゅん子君　髙階恵美子君
熊谷　大君　大家　敏志君
宇都　隆史君　上野　通子君
西田　昌司君　古川　俊治君
牧野たかお君　丸山　和也君
山田　俊男君　石井　浩郎君
石井みどり君　佐藤　信秋君
礒崎　陽輔君　島尻安伊子君
義家　弘介君　石井　準一君
福岡　資麿君　佐藤ゆかり君
岡田　直樹君　北川イッセイ君
岸　信夫君　中川　雅治君
伊達　忠一君　小泉　昭男君
末松　信介君　関口　昌一君
宮沢　洋一君　脇　雅史君
山本　順三君　岡田　広君
鈴木　政二君　丸川　珠代君
吉田　博美君　鴻池　祥肇君
川口　順子君　林　芳正君
山崎　正昭君　小坂　憲次君
中曽根弘文君　山本　一太君
世耕　弘成君　谷川　秀善君
溝手　顕正君　中山　恭子君
渡辺　猛之君　田村　智子君
上野ひろし君　石井　浩郎君
磯﨑　仁彦君　松田　公太君
荒井　広幸君　青木　一彦君
山下　芳生君

赤石　清美君　　舛添　要一君
小熊　慎司君　　紙　智子君
松下　新平君　　水落　敏栄君
藤井　孝男君　　片山虎之助君
桜内　文城君　　大門実紀史君
中村　博彦君　　二之湯　智君
野村　哲郎君　　松村　祥史君
猪口　邦子君　　中西　健治君
柴田　巧君　　井上　哲士君
松山　政司君　　加治屋義人君
有村　治子君　　金子原二郎君
寺田　典城君　　江口　克彦君
市田　忠義君　　橋本　聖子君
松村　龍二君　　衛藤　晟一君
山崎　力君　　岸　宏一君
鶴保　庸介君　　小野　次郎君
川田　龍平君　　水野　賢一君

国務大臣
文部科学大臣　髙木　義明君

議長の報告事項

去る十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国家基本政策委員
辞任　補欠
中西　健治君　桜内　文城君

予算委員
辞任　補欠
金子　恵美君　石橋　通宏君
西村まさみ君　田城　郁君
愛知　治郎君　岩城　光英君
磯崎　仁彦君　佐藤　正久君
長谷川　岳君　森　まさこ君
福岡　資麿君　熊谷　大君
山崎　力君　髙階恵美子君
山田　俊男君　佐藤　信秋君
草川　昭三君　渡辺　孝男君
長沢　広明君　浜田　昌良君
川田　龍平君　中西　健治君
大門実紀史君　紙　智子君
片山虎之助君　中山　恭子君

決算委員
辞任　補欠
田城　郁君　西村まさみ君
熊谷　大君　福岡　資麿君
森　まさこ君　長谷川　岳君
渡辺　孝男君　草川　昭三君

行政監視委員
辞任　補欠
石橋　通宏君　金子　恵美君
髙階恵美子君　山崎　力君
中山　恭子君　片山虎之助君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員
辞任　補欠
難波　奨二君　吉川　沙織君

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員
辞任　補欠
外山　斎君　舟山　康江君
青木　一彦君　愛知　治郎君
若林　健太君　岩井　茂樹君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

議院運営委員会
理事　水野　賢一君（水野賢一君の補欠）

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員上野通子君提出自殺防止に向けた支援に関する質問に対する答弁書（第一〇八号）

参議院議員上野通子君提出地域生活定着支援センターと救護施設の役割等に関する質問に対する答弁書（第一〇九号）

参議院議員渡辺猛之君提出酒類の不当廉売等に対する規制に関する質問に対する答弁書（第一一〇号）

参議院議員浜田和幸君提出環太平洋戦略的経済連携協定と開国フォーラムに関する質問に対する答弁書（第一一四号）

参議院議員浜田昌良君提出特定扶養控除見直しに伴い負担増となる生徒に対する経済的支援の「ごまかし」に関する質問に対する答弁書（第一一九号）

同日内閣から、次の質問については、いずれも検討する必要があり、これに日時を要するため、それぞれ明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による各通知書を受領した。

参議院議員加藤修一君提出年金の「運用三号」に関する再質問（第一〇七号）（答弁することができる期限　三月二十五日）

参議院議員藤井基之君提出抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・流通・使用等に関する質問（第一一一号）（同　三月二十五日）

参議院議員藤井基之君提出輸入新型インフルエンザワクチン等の流通等に関する質問（第一一二号）（同　三月二十五日）

参議院議員横山信一君提出中小水力発電開発事業の推進に関する質問（第一一三号）（同　四月十五日）

参議院議員平山誠君提出高速増殖炉もんじゅに関する質問（第一一五号）（同　五月二十日）

参議院議員山東昭子君提出子宮頸がん予防に向けたワクチン接種に関する質問（第一一六号）（同　三月二十五日）

参議院議員浜田昌良君提出やむを得ず税を滞納した中小企業に対する金融機関の融資判断弾力化に関する質問（第一一七号）（同　三月二十五日）

参議院議員浜田昌良君提出公的年金給付と児童扶養手当の併給調整についての検討の後退に関する再質問（第一一八号）（同　三月二十五日）

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

同日内閣から、独立行政法人通則法第六十条第二項の規定に基づく平成二十三年特定独立行政法人の常勤職員数に関する報告を受領した。

同日議長は、十一日発生した東北地方太平洋沖地震に際し次の各国議会議長等より去る十七日接受した見舞状及び見舞電報に対し礼状を発送した。

大韓民国　朴熺太国会議長
中華人民共和国　呉邦国全国人民代表大会常務委員会委員長
モンゴル国　ダムディンギーン・デムベレル国家大会議長
アルバニア共和国　ヨゼフィーナ・チョバ・トパリ国会議長
ウズベキスタン共和国　イルギザル・ソビロフ最高会議上院議長
エストニア共和国　エネ・エルグマ共和国議会議長
カザフスタン共和国　オラル・ムハメジャノフ下院議長
フランス共和国　ダヴィッド・アスリーヌ上院仏日友好議員連盟会長
ベルギー王国　ダニー・ピーテルス上院議長
ポーランド共和国　ボグダン・ボルセヴィッチ上院議長
モルドバ共和国　マリアン・ルプ国会議長
カナダ　ノエル・Ａ・キンセラ上院議長
ピーター・ミリケン下院議長
キューバ共和国　リカルド・アラルコン・デ・ケサダ人民権力全国議会議長
バーレーン王国　ハリーファ・ビン・アハマド・アル＝ザハラーニ下院議長
欧州評議会議員会議　メヴリュット・チャヴシュオール議長

同日議長は、十一日発生した東北地方太平洋沖地震に際し次の各国議会議長等より見舞状及び見舞電報を接受するとともに、これに対し、各国議会議長等宛礼状を発送した。

カンボジア王国　チア・シム上院議長
ギリシャ共和国　フィリポス・ペツァルニコス議会議長
スウェーデン王国　ペール・ヴェステルベリ国会議長
スペイン　フランシスコ・ハビエル・ロホ・ガルシア上院議長
ブルガリア共和国　ツェツカ・ツァチェヴァ国民議会議長
ロシア連邦　セルゲイ・ミハイロヴィチ・ミロノフ連邦院議長
バーレーン王国　アリ・ビン・サーレフ・アル＝サーレフ諮問院議長
ブルキナファソ　ロック・マリク・クリスチャン・カボレ国民議会議長
地中海議会会議　アブデルワヘド・ラディ議長

去る二十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員
辞任　森　まさこ君
補欠　脇　雅史君

国土交通委員
辞任　脇　雅史君
補欠　森　まさこ君

国家基本政策委員
辞任　桜内　文城君
補欠　中西　健治君

予算委員
辞任　石橋　通宏君　榛葉賀津也君　田城　郁君　岩城　光英君　熊谷　大君　佐藤　信秋君　佐藤　正久君　髙階恵美子君　森　まさこ君　浜田　昌良君　渡辺　孝男君　中西　健治君　紙　智子君　中山　恭子君　福島みずほ君
補欠　武内　則男君　平山　誠君　西村まさみ君　愛知　治郎君　福岡　資麿君　山田　俊男君　磯﨑　仁彦君　山崎　力君　長谷川　岳君　長沢　広明君　草川　昭三君　桜内　文城君　大門実紀史君　片山虎之助君　吉田　忠智君

決算委員
辞任　西村まさみ君　長谷川　岳君
補欠　田城　郁君　森　まさこ君

福岡　資麿君　熊谷　大君　草川　昭三君　渡辺　孝男君

行政監視委員
辞任　武内　則男君　山崎　力君　片山虎之助君
補欠　石橋　通宏君　髙階恵美子君　中山　恭子君

議院運営委員
辞任　平山　誠君
補欠　榛葉賀津也君

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第五号）
家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（閣法第三〇号）

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

国民生活等の混乱を回避するための平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案（城島光力君外六名提出）（衆第二号）
国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律案（野田毅君外三名提出）（衆第四号）
国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律案（石田真敏君外四名提出）（衆第五号）

同日内閣から、左記の者を情報公開・個人情報保護審査会委員に任命したいので、情報公開・個人情報保護審査会設置法第四条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（三月三十一日任期満了による再任）

戸澤　和彦

（同日任期満了の久保茂樹の後任）

山田　洋

（同日任期満了の新美育文の後任）

椿　愼美

同日内閣から、左記の者を預金保険機構監事に任命したいので、預金保険法第二十六条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（三月三十一日任期満了による再任）

飯田小夜子

同日内閣から、左記の者を日本放送協会経営委員会委員に任命したいので、放送法第十六条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（二月四日辞職の小丸成洋の後任）

數上　文夫

同日内閣から、左記の者を日本銀行政策委員会審議委員に任命したいので、日本銀行法第二十三条第二項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（三月三十一日任期満了の須田美矢子の後任）

白井早由里

同日内閣から、左記の者を公害健康被害補償不服審査会委員に任命したいので、公害健康被害の補償等に関する法律第百十三条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（三月三十一日任期満了による再任）

町田　和子

同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官訴追委員を左記のとおり補欠選任した旨の通知書を受領した。

記

裁判官訴追委員

　　沓掛　哲男君　（吉田公一君の補欠）

一昨二十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

溝手　顕正君

脇　雅史君

補欠

浜田　和幸君

森　まさこ君

外交防衛委員

辞任

浜田　和幸君

補欠

溝手　顕正君

財政金融委員

辞任

川上　義博君

補欠

姫井由美子君

文教科学委員

辞任

横峯　良郎君

補欠

平山　誠君

農林水産委員

辞任

一川　保夫君

補欠

藤原　良信君

経済産業委員

辞任

姫井由美子君

平山　誠君

補欠

川上　義博君

横峯　良郎君

国土交通委員

辞任

藤原　良信君

森　まさこ君

補欠

一川　保夫君

脇　雅史君

予算委員

辞任

武内　則男君

平山　誠君

米長　晴信君

大門実紀史君

吉田　忠智君

補欠

金子　恵美君

榛葉賀津也君

外山　斎君

井上　哲士君

山内　徳信君

決算委員

辞任

井上　哲士君

行政監視委員

辞任

金子　恵美君

議院運営委員

辞任

榛葉賀津也君

補欠

平山　誠君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第六号）　総務委員会に付託

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（閣法第三〇号）　農林水産委員会に付託

同日議長は、次の公聴会開会変更承認要求を承認した。

公聴会開会変更承認要求書

平成二十三年三月八日提出し、同日議長の承認を得た平成二十三年度一般会計予算、平成二十三年度特別会計予算、平成二十三年度政府関係機関予算についての公聴会開会承認要求書中、開会の日「平成二十三年三月十五日」とあるのを「平成二十三年三月二十三日」に変更いたしたい。

右のとおり承認を求めます。

平成二十三年三月二十三日

予算委員長　前田　武志

参議院議長　西岡　武夫殿

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

日米経済調和対話に関する質問主意書（浜田和幸君提出）（第一一〇号）

専業主婦等に係る年金救済制度に関する質問主意書（浜田和幸君提出）（第一一一号）

同日人事院総裁から、国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十三条第三項の規定に基づく平成二十二年官民人事交流に関する年次報告を受領した。

同日議長は、十一日発生した東北地方太平洋沖地震に際し次の各国議会議長等より見舞状を接受するとともに、これに対し、各国議会議長等宛礼状を発送した。

チェコ共和国　　プシェミスル・ソボトカ上院第一副議長

ルーマニア　　ミルチャ・ダン・ジョアーナ上院議長

昨二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

牧山ひろえ君

補欠

金子　恵美君

法務委員

辞任　浜田　和幸君

補欠　溝手　顕正君

外交防衛委員

辞任　溝手　顕正君

補欠　浜田　和幸君

財政金融委員

辞任　姫井由美子君

補欠　川上　義博君

文教科学委員

辞任　平山　誠君

補欠　横峯　良郎君

農林水産委員

辞任　金子　恵美君

補欠　牧山ひろえ君

藤原　良信君　一川　保夫君

経済産業委員

辞任　川上　義博君

横峯　良郎君　姫井由美子君

補欠　平山　誠君

国土交通委員

辞任　一川　保夫君

補欠　藤原　良信君

予算委員

辞任　外山　斎君

井上　哲士君

山内　徳信君

補欠　米長　晴信君

大門実紀史君

福島みずほ君

決算委員

辞任　大門実紀史君

補欠　井上　哲士君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖縄及び北方問題に関する特別委員

辞任　金子　恵美君　相原久美子君

補欠

消費者問題に関する特別委員

辞任　大久保潔重君　平山　誠君

安井美沙子君　有田　芳生君

松田　公太君　桜内　文城君

補欠

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

法務委員会

理事　金子原二郎君　（森まさこ君の補欠）

同日委員長から次の報告書が提出された。

展覧会における美術品損害の補償に関する法律案（第百七十六回国会閣法第一四号）審査報告書

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律案（衆第一号）審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

公教育における「原子力ポスターコンクール」への参加に関する質問主意書（福島みずほ君提出）（第一二二号）

同日議長は、十一日発生した東北地方太平洋沖地震に際し次の各国議会議長より見舞状を接受するとともに、これに対し、各国議会議長宛礼状を発送した。

ウクライナ　ヴォロディミル・ミハイロヴィチ・リトヴィン最高会議議長

ハンガリー共和国　クヴェール・ラースロー国会議長

フランス共和国　ジェラール・ラルシェル上院議長

ポルトガル共和国　ジャイム・ジョゼ・マトス・ダ・ガマ国会議長

ラトビア共和国　ソルビタ・アーボルティニャ国会議長

トルコ共和国　メフメット・アリ・シャーヒン大国民議会議長

メキシコ合衆国　マンリオ・ファビオ・ベルトローネス・リベラ上院議長

審査報告書

展覧会における美術品損害の補償に関する法律案

右は全会一致をもって別紙のとおり修正すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十三年三月二十四日

文教科学委員長　二之湯　智

参議院議長　西岡　武夫殿

附則第一項中「平成二十三年四月一日」を「公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日」に改め、附則第三項中「平成二十二年法律第　号」を「平成二十三年法律第　号」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資する展覧会の開催を支援するため、その主催者が展覧会のために借り受けた美術品に損害が生じた場合に、政府が当該損害を補償する制度を創設するものであり、妥当な措置と認めるが、施行期日等についての修正を行った。

一、費用

本法施行のため、平成二十三年度一般会計予算中予算総則に補償契約の約定評価額総額の限度額として五千五百億円が計上されている。

展覧会における美術品損害の補償に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十二年十一月二十五日

衆議院議長　横路　孝弘

参議院議長　西岡　武夫殿

（小字及び――は衆議院修正）

展覧会における美術品損害の補償に関する法律案

展覧会における美術品損害の補償に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、展覧会の主催者が展覧会のために借り受けた美術品に損害が生じた場合に、政府が当該損害を補償する制度を設けることにより、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大

に資する展覧会の開催を支援し、もって文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　美術品　絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産をいう。

二　展覧会　美術品を公衆の観覧に供するための催しで、次に掲げる施設において行われるものをいう。

イ　独立行政法人国立美術館が設置する美術館

ロ　独立行政法人国立文化財機構が設置する博物館

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館又は同法第二十九条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設

（補償契約）

第三条　政府は、展覧会の主催者を相手方として、当該主催者が当該展覧会のために借り受けた美術品に損害が生じた場合に、政府がその所有者に対し当該損害を補償することを約する契約（以下「補償契約」という。）を締結することができる。この場合において、前条第二号ハの施設における展覧会の開催に資するものとなるよう配慮するものとする。

2　前項○前段の展覧会は、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資するものとして文部科学省令で定める規模、内容その他の要件に該当するものでなければならない。

3　第一項○前段の展覧会の主催者は、当該展覧会を適確かつ円滑に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者でなければならない。

（補償金）

第四条　補償契約による政府の補償は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める額（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあっては当該各号に定める額の合計額とし、当該各号に定める額又は当該合計額が政令で定める額（以下「補償上限額」という。）を超える場合にあっては補償上限額とする。）の限度で行うものとする。この場合において、補償対象損害（補償契約による補償の対象となる損害として補償契約で定める損害をいい、補償契約の相手方である展覧会の主催者が第六条の規定に違反したことにより生じた損害を除く。以下同じ。）の額は、対象美術品（補償契約の相手方である展覧会の主催者が当該展覧会のために借り受けた美術品のうち、補償契約による補償の対象となるものとして補償契約で定めるものをいう。以下同じ。）の約定評価額（対象美術品の価額として補償契約で定める価額をいう。以下同じ。）によって算定する。

一　当該補償契約に係る対象美術品について生じた補償対象損害（地震による損害その他の政令で定める損害（次号において「特定損害」という。）に該当するものを除く。）の額の合計額が政令で定める額を超える場合　その超える額

二　当該補償契約に係る対象美術品について生じた補償対象損害（特定損害に該当するものに限る。）の額の合計額が政令で定める額を超える場合　その超える額

2　補償対象損害の額の合計額に関する前項第一号及び第二号の政令を定めるに当たっては、多様な展覧会の開催に資するよう配慮しなければならない。

3　補償契約に係る対象美術品ごとの補償金の額の算定方法に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（補償契約の締結の限度）

第五条　政府は、一会計年度内に締結する補償契約に係る約定評価額総額（一の補償契約に係る対象美術品の約定評価額の合計額（当該合計額が補償上限額を超える場合にあっては、補償上限額）をいう。）の合計額が会計年度ごとに国会の議決を経た金額を超えない範囲内で、補償契約を締結するものとする。

（対象美術品の取扱い）

第六条　補償契約の相手方である展覧会の主催者は、対象美術品の展示、運搬その他の取扱いに当たっては、その損害の防止のために必要なものとして文部科学省令で定める基準を遵守しなければならない。

（報告の徴収）

第七条　政府は、この法律の施行に必要な限度において、補償契約の相手方である展覧会の主催者に対し、当該展覧会の実施状況について報告を求めることができる。

（時効）

第八条　補償金の支払を受ける権利は、三年間行わないときは、時効によって消滅する。

（残存物代位）

第九条　政府は、対象美術品の全部が滅失した場合において、補償金を支払ったときは、当該補償金の額の約定評価額に対する割合に応じて、当該対象美術品に関してその所有者が有する所有権その他の物権について当然に当該所有者に代位する。

（請求権代位）

第十条　政府は、補償金を支払ったときは、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を限度として、補償対象損害が生じたことにより対象美術品の所有者が取得する債権（第二号において「所有者取得債権」という。）について当然に当該所有者に代位する。

一　政府が支払った補償金の額

二　所有者取得債権の額

（補償契約の解除）

第十一条　政府は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、将来に向かって補償契約を解除することができる。

一　当該補償契約に係る展覧会が第三条第二項に規定する要件を満たさなくなったとき。

二　当該補償契約の相手方である展覧会の主催者が次のいずれかに該当するとき。

イ　第三条第三項に規定する要件を満たさなくなったとき。

ロ　第六条の規定に違反したとき。

ハ　第七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

ニ　当該補償契約の条項に違反したとき。

（業務の管掌）

第十二条　この法律に規定する政府の業務は、文部科学大臣が管掌する。

2　文部科学大臣は、補償契約を締結しようとする場合には、あらかじめ、文化審議会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

（業務の委託）

第十三条　文部科学大臣は、政令で定めるところにより、補償契約に基づく業務の一部を保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第四項に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等に委託することができる。

（文部科学省令への委任）

第十四条　この法律に定めるもののほか、補償契約の締結の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、文部科学省令で定める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。

（検討）

2　政府は、この法律の施行後二年を目途として、この法律の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、国民が美術品を鑑賞する機会の一層の拡大を図る観点から、補償契約による政府の補償の範囲について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（文部科学省設置法の一部改正）

2 3　文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第五号中「第七条第三項」の下に「、展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成二十二年法律第　号）第十二条第二項」を加える。

審査報告書

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十三年三月二十四日

文教科学委員長　二之湯　智

参議院議長　西岡　武夫殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、海外の美術品等の我が国における公開の促進を図るため、海外の美術品等に対する強制執行等の禁止の措置を定めるとともに、国の美術館等の施設の整備及び充実等について定めることにより、国民が世界の多様な文化に接する機会の増大を図り、もって国際文化交流の振興に寄与するとともに文化の発展に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「海外の美術品等」とは、我が国における公開のために要する期間を除き海外に在る次に掲げるものをいう。

一　絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産

二　前号に掲げるもののほか、学術上優れた価値を有する動産で政令で定めるもの

（海外の美術品等に対する強制執行等の禁止）

第三条　我が国において公開される海外の美術品等のうち、国際文化交流の振興の観点から我が国における公開の円滑化を図る必要性が高いと認められることその他の政令で定める要件に該当するものとして文部科学大臣が指定したものに対しては、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない。ただし、当該指定に係る海外の美術品等を公開するため貸与した者の申立てにより強制執行、仮差押え及び仮処分をする場合その他の政令で定める場合は、この限りでない。

2　前項の指定（以下この条において単に「指定」という。）は、我が国において海外の美術品等を公開しようとする者の申請により行う。

3　文部科学大臣は、指定をしようとするときは、外務大臣に協議しなければならない。

4　文部科学大臣は、指定をしたときは、当該指定に係る海外の美術品等について、文部科学省令で定める事項を公示しなければならない。

5　文部科学大臣は、指定に係る海外の美術品等が第一項本文の政令で定める要件に該当しなくなったときその他政令で定める場合には、指定を取り消すことができる。この場合においては、前二項の規定を準用する。

6　前各項に定めるもののほか、指定又は指定の取消しに関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（国の美術館等の施設の整備及び充実等）

第四条　国は、海外の美術品等の我が国における公開を促進するため、国の美術館等の施設の整備及び充実並びに当該施設における鑑賞の機会の充実のために必要な施策を講ずるものとする。

（専門的知識を有する者の養成及びその資質の向上等）

第五条　国は、海外の美術品等の我が国における公開を促進するため、海外の美術品等に関する専門的知識を有する学芸員等の養成及びその資質の向上、民間団体が海外の美術品等の公開に関して行う活動に対する情報提供等の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（財政上の措置等）

第六条　国は、海外の美術品等の我が国における公開を促進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、海外の美術品等の我が国における公開の促進を図るため、海外の美術品等

投票者氏名

日程第一　展覧会における美術品損害の補償に関する法律案（第百七十六回国会内閣提出衆議院送付）「委員長報告のとおり修正議決すること」

賛成者氏名　二三五名

足立　信也君　相原久美子君　谷岡　郁子君　宇都　隆史君　上野　通子君　山本　順三君　吉田　博美君
有田　芳生君　池口　修次君　津田弥太郎君　衛藤　晟一君　大家　敏志君　義家　弘介君　若林　健太君
石井　一君　石橋　通宏君　外山　斎君　岡田　直樹君　岡田　広君　脇　雅史君　渡辺　猛之君
一川　保夫君　岩本　司君　徳永　久志君　加治屋義人君　金子原二郎君　秋野　公造君　荒木　清寛君
植松恵美子君　梅村　聡君　友近　聡朗君　川口　順子君　岸　宏一君　石川　博崇君　魚住裕一郎君
江崎　孝君　江田　五月君　那谷屋正義君　岸　信夫君　北川イッセイ君　加藤　修一君　草川　昭三君
小川　勝也君　小川　敏夫君　中谷　智司君　熊谷　大君　小泉　昭男君　木庭健太郎君　白浜　一良君
尾立　源幸君　大石　尚子君　長浜　博行君　小坂　憲次君　鴻池　祥肇君　竹谷とし子君　谷合　正明君
大河原雅子君　大久保　勉君　西村まさみ君　佐藤　信秋君　佐藤　正久君　長沢　広明君　西田　実仁君
大久保潔重君　大島九州男君　白　眞勲君　佐藤ゆかり君　山東　昭子君　浜田　昌良君　松　あきら君
大塚　耕平君　大野　元裕君　姫井由美子君　島尻安伊子君　末松　信介君　山口那津男君　山本　香苗君
岡崎トミ子君　加賀谷　健君　平野　達男君　鈴木　政二君　世耕　弘成君　山本　博司君　横山　信一君
加藤　敏幸君　風間　直樹君　平山　誠君　関口　昌一君　伊達　忠一君　渡辺　孝男君　上野ひろし君
金子　洋一君　神本美恵子君　広野ただし君　高階恵美子君　谷川　秀善君　江口　克彦君　小熊　慎司君
川合　孝典君　川上　義博君　福山　哲郎君　塚田　一郎君　鶴保　庸介君　小野　次郎君　川田　龍平君
川崎　稔君　北澤　俊美君　藤末　健三君　中川　雅治君　中曽根弘文君　桜内　文城君　柴田　巧君
郡司　彰君　小西　洋之君　藤田　幸久君　中西　祐介君　中原　八一君　寺田　典城君　中西　健治君
小林　正夫君　小見山幸治君　藤谷　光信君　中村　博彦君　二之湯　智君　松田　公太君　水野　賢一君
行田　邦子君　輿石　東君　藤原　正司君　西田　昌司君　野上浩太郎君　井上　哲士君　市田　忠義君
今野　東君　佐藤　公治君　舟山　康江君　野村　哲郎君　長谷川　岳君　紙　智子君　田村　智子君
斎藤　嘉隆君　櫻井　充君　前田　武志君　橋本　聖子君　浜田　和幸君　大門実紀史君　山下　芳生君
芝　博一君　主濱　了君　前川　清成君　林　芳正君　福岡　資麿君　荒井　広幸君　片山虎之助君
榛葉賀津也君　鈴木　寛君　増子　輝彦君　藤井　基之君　藤川　政人君　中山　恭子君　藤井　孝男君
田城　郁君　田中　直紀君　松浦　大悟君　古川　俊治君　牧野たかお君　舛添　要一君　福島みずほ君
高橋　千秋君　武内　則男君　水戸　将史君　松下　新平君　松村　祥史君　又市　征治君　山内　徳信君
谷　博之君　谷　亮子君　室井　邦彦君　松村　龍二君　松山　政司君　吉田　忠智君　亀井亜紀子君
　　　　　　　　　　　　安井美沙子君　丸川　珠代君　丸山　和也君　自見庄三郎君　森田　高君
　　　　　　　　　　　　柳田　稔君　三原じゅん子君　水落　敏栄君　糸数　慶子君　尾辻　秀久君
　　　　　　　　　　　　横峯　良郎君　溝手　顕正君　宮沢　洋一君　大江　康弘君
　　　　　　　　　　　　米長　晴信君　森　ゆうこ君　山崎　力君
　　　　　　　　　　　　青木　一彦君　森　まさこ君　山田　俊男君
　　　　　　　　　　　　有村　治子君　山崎　正昭君　山本　一太君
　　　　　　　　　　　　石井　浩郎君　山谷えり子君
　　　　　　　　　　　　磯崎　仁彦君
　　　　　　　　　　　　石井　準一君
　　　　　　　　　　　　石井みどり君
　　　　　　　　　　　　礒崎　陽輔君
　　　　　　　　　　　　猪口　邦子君

反対者氏名　○名

日程第二　海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律案（衆議院提出）

賛成者氏名　二三五名

足立　信也君　有田　芳生君　石井　一君　一川　保夫君　植松恵美子君　江崎　孝君　小川　勝也君　尾立　源幸君　大河原雅子君　大久保潔重君　大塚　耕平君　岡崎トミ子君　加藤　敏幸君　金子　洋一君　川合　孝典君　川崎　稔君　郡司　彰君　小林　正夫君　行田　邦子君　今野　東君　斎藤　嘉隆君　芝　博一君　榛葉賀津也君　田城　郁君　高橋　千秋君　谷　博之君　谷岡　郁子君　津田弥太郎君　外山　斎君　徳永　久志君　友近　聡朗君　直嶋　正行君　中村　哲治君　難波　奨二君　羽田雄一郎君　林　久美子君　平田　健二君　平山　幸司君　広田　一君　福山　哲郎君　藤田　幸久君　藤本　祐司君　藤原　良信君　前川　清成君　牧山ひろえ君　松井　孝治君　松野　信夫君　水岡　俊一君　森　ゆうこ君　柳澤　光美君　山根　隆治君　吉川　沙織君　蓮　舫君　赤石　清美君　石井　準一君　石井みどり君　礒崎　陽輔君　宇都　隆史君　衛藤　晟一君　徳永　エリ君　轟木　利治君　那谷屋正義君　中谷　智司君　長浜　博行君　西村まさみ君　白　眞勲君　姫井由美子君　平野　達男君　平山　誠君　広野ただし君　藤末　健三君　藤谷　光信君　藤原　正司君　舟山　康江君　前田　武志君　増子　輝彦君　松浦　大悟君　水戸　将史君　室井　邦彦君　安井美沙子君　柳田　稔君　横峯　良郎君　米長　晴信君　有村　治子君　磯崎　仁彦君　猪口　邦子君　上野　通子君　大家　敏志君　岡田　直樹君　加治屋義人君　川口　順子君　岸　信夫君　熊谷　大君　小坂　憲次君　佐藤　信秋君　佐藤ゆかり君　島尻安伊子君　鈴木　政二君　関口　昌一君　髙階恵美子君　塚田　一郎君　中川　雅治君　中西　祐介君　中村　博彦君　西田　昌司君　野村　哲郎君　橋本　聖子君　林　芳正君　藤井　基之君　古川　俊治君　松下　新平君　松村　龍二君　丸川　珠代君　三原じゅん子君　溝手　顕正君　森　まさこ君　山崎　正昭君　山谷えり子君　山本　順三君　岡田　広君　金子原二郎君　岸　宏一君　北川イッセイ君　小泉　昭男君　鴻池　祥肇君　佐藤　正久君　山東　昭子君　末松　信介君　世耕　弘成君　伊達　忠一君　谷川　秀善君　鶴保　庸介君　中曽根弘文君　中原　八一君　二之湯　智君　野上浩太郎君　長谷川　岳君　浜田　和幸君　福岡　資麿君　藤川　政人君　牧野たかお君　松山　政司君　丸山　和也君　水落　敏栄君　宮沢　洋一君　山崎　力君　山田　俊男君　山本　一太君　吉田　博美君　若林　健太君　渡辺　猛之君　荒木　清寛君　石川　博崇君　加藤　修一君　草川　昭三君　白浜　一良君　谷合　正明君　西田　実仁君　松　あきら君　山本　香苗君　横山　信一君　上野ひろし君　小熊　慎司君　川田　龍平君　柴田　巧君　中西　健治君　水野　賢一君　市田　忠義君　田村　智子君　山下　芳生君　片山虎之助君　藤井　孝男君　福島みずほ君　山内　徳信君　亀井亜紀子君　森田　高君　尾辻　秀久君

反対者氏名　○名

自殺防止に向けた支援に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年三月八日

上野　通子

参議院議長　西岡　武夫殿

自殺防止に向けた支援に関する質問主意書

年間三万人を超えている自殺者数を減らすため、政府は新成長戦略（平成二十二年六月十八日閣議決定）の中で平成三十二年度までに職場でメンタルヘルスに関する措置を一〇〇パーセント受けられるよう目標を定めた。しかしながら、さまざまな精神疾患等を潜在的に抱きながら自覚できない方、自覚していても差別やさまざまな不利益を恐れて表明できない方は多く、こうした方々に対する聞き取りや対応策は不十分だと考える。政府としての見解を明らかにされたい。

また、政府が検討している労働安全衛生法改正案の自殺防止の観点からの政策効果について見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十三年三月十八日

内閣総理大臣　菅　直人

参議院議長　西岡　武夫殿

参議院議員上野通子君提出自殺防止に向けた支援に関する質問に対する答弁書

政府としては、労働者の心の健康の保持増進を図るため、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」において、事業者は、労働者によるメンタルヘルス不調への気付きを促進するために必要な環境整備を行うこと、労働者に不利益が生じないよう個人情報の保護について特に留意することが必要であること等を定め、事業者に対する指導を行っている。

また、「新成長戦略」（平成二十二年六月十八日閣議決定）においては、二千二十年までにメンタルヘルスに関する措置を受けられる職場の割合を百パーセントとするとの目標を掲げるとともに、その達成に向け、二千十年度に実施する事項として、職場におけるメンタルヘルス対策に関して労働政策審議会で検討し、結論を得ることとされている。これを受け、労働政策審議会において審議が行われ、昨年十二月二十二日に、厚生労働大臣に対し建議がなされたところである。この建議では、我が国の自殺者数の状況等を踏まえ、労働者を対象とする医師によるストレスに関連する症状や不調の確認、この結果の通知を受けた労働者が申し出た場合の当該労働者に対する医師による面接指導等の実施、事業者は、当該申出を行ったことや面接指導の結果を理由として労働者に不利益な取扱いをしてはならないこと等が提言されているところである。

現在、厚生労働省において、同建議を踏まえ、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の改正を含め、職場におけるメンタルヘルス対策の在り方について検討を行っているところである。

地域生活定着支援センターと救護施設の役割等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年三月八日

上野　通子

参議院議長　西岡　武夫殿

地域生活定着支援センターと救護施設の役割等に関する質問主意書

地域生活定着支援センターと救護施設の役割について、以下のとおり質問する。

一　政府は刑余者の社会復帰を促進するため、平成二十一年度から各都道府県に「地域生活定着支援センター」の開設を進めてきた。平成二十三年三月時点の各都道府県別の開設状況を示されたい。また、事業の周知、積極的展開を進めるには、政府による現行の財政的、組織的支援では不十分と考える。政府としての今後の支援拡充の方策について、見解を明らかにされたい。

二　身体上又は精神上の著しい障害がある者の日常生活をサポートするために救護施設があるが、「地域生活定着支援センター」を利用できない刑余者が救護施設に向かう例が増えていると側聞する。救護施設と「地域生活定着支援センター」の役割分担について、政府の見解を明らかにされたい。

三　刑余者の社会復帰を進めるためには「地域生活定着支援センター」をはじめ、行政諸機関、民間団体の連携が欠かせないと考えるが、政府の現状認識と今後の運営方針を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十三年三月十八日

内閣総理大臣　菅　直人

参議院議長　西岡　武夫殿

参議院議員上野通子君提出地域生活定着支援センターと救護施設の役割等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員上野通子君提出地域生活定着支援センターと救護施設の役割等に関する質問に対する答弁書

一及び三について

お尋ねの地域生活定着支援センター（以下「センター」という。）の開設状況については、平成二十三年三月一日現在、北海道に二か所、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県に一か所ずつ開設されている。

政府としては、御指摘のとおり、刑事施設等を出所等した者の社会復帰のためには、センター、関係行政諸機関及び民間団体の間の連携が重要であると認識しており、特に、親族等からの適切な援助が受けられず、高齢であるため又は障害を有するために社会で自立した生活を営むことが困難な受刑者等については、その社会復帰の促進を図るため、引き続き、必要な予算の確保に努めつつ、センター、刑事施設、保護観察所及び地方公共団体等の行政諸機関並びに更生保護施設等を運営する民間団体の間の連携体制を更に強化してまいりたい。

二について

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第二項に規定する救護施設（以下単に「救護施設」という。）は、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、同法第十二条に規定する生活扶助を行う役割を担うものであり、他方、センターは、救護施設その他の社会福祉施設等への受入れの調整を行う役割を担うものであり、それぞれの役割は異なるものである。

酒類の不当廉売等に対する規制に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年三月八日

渡辺　猛之

参議院議長　西岡　武夫殿

酒類の不当廉売等に対する規制に関する質問主意書

公正取引委員会は、昭和五十九年に「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」を公表し、その後、酒類等については「酒類の流通における不当廉売、差別対価等への対応について」（平成十二年十一月二十四日。以下「酒類ガイドライン」という。）等、特別な取引実態に即したガイドラインを順次策定することで、不当廉売規制の考え方を示してきた。

平成二十一年には独占禁止法が改正されて不当廉売が新たに課徴金納付命令の対象になったこと等に伴い、公正取引委員会は平成二十一年十二月十八日に「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」を改定するとともに、酒類ガイドラインについても「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」との整合性を確保するという観点から見直しを行い、改定したところである。

しかし、酒類の販売においては、依然として不当廉売や差別対価等の不公正な取引が横行しており、特に一部のスーパーや量販店などによる不公正な取引は、中小・零細業者の経営を脅かすものとなっている。適正な競争ルールを確立し、公正かつ自由な競争を促進することは喫緊の課題であると考えるが、政府の対策や運用は不十分であり、規制の実効性は乏しいように見受けられる。そこで、以下のとおり質問する。

一　過去十年間で、酒類の不当廉売、差別対価、優越的地位の濫用により独占禁止法の規定に違反する事実があると思われ、公正取引委員会に申告された件数は何件あるのか。また、その結果、公正取引委員会が行った注意、警告、法的措置は何件あるのか。行為類型ごとに件数を明らかにされたい。

二　公正取引委員会から申告者に対する通知なども今回の改正で明示されたが、申告者への通知が行われた割合および通知の内容ごとの内訳を示されたい。

三　公正取引委員会への申告件数は、全業種で、平成十七年度は二千七百三十四件であったが、平成二十一年度には一万千七百七十三件と四倍強になっており、調査を行う公正取引委員会の事務的な作業量が増大していることが推察される。こうした状況に対応するため、調査に必要な人員を十分確保する等、公正取引委員会の体制を強化・拡充する必要があると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。なお、民主党は二〇〇九年総選挙のマニフェストで国家公務員総人件費の二割削減を掲げているが、この制約下でどのように実効的な競争ルールの維持に努めるのか、明示されたい。

四　前述のように平成二十一年には酒類ガイドライン等が改定された。この中では、事業者の予見可能性を高めるため、不当廉売等に関する要件が明確化されるとともに、公正取引委員会の執行体制が強化されることが盛り込まれた。しかし、酒類ガイドラインの改定による効果については疑問が生じる。酒類の販売の独占禁止法違反による注意件数を見てみると、平成二十一年度は七百件と依然として高水準にある一方、注意より厳しい措置である警告および法的措置は一件も行われていない。つまり、公正取引委員会による処分の実態は行政指導であり、かつ事業者名が公表されていない注意が大半を占めている。酒類の不当廉売が横行している現状を踏まえると、悪質な事例については排除措置命令などの法的措置を講じるなどの厳格な対応により、抑止力を高めることが重要であると考える。公正取引委員会による処分の現状に対する政府の見解および政府の考える望ましい競争政策のあり方についての認識を示されたい。

五　公正取引委員会は、不当廉売等を行った事業者に対して警告等を行ったあと、どのようなフォローアップ調査を行っているのか。また、警告等に従わない事業者がいた場合、厳正な措置を講じる必要があると考えるが、これまでにどのような措置を講じてきたのか示されたい。

六　公正取引委員会が申告等に基づいて取締りを行う一方、国税庁は毎年「酒類の取引状況等実態調査」を実施し、適正な取引ルールに違反している件数やフォローアップ調査の結果を公表している。

1　公正取引委員会のいう不当廉売と国税庁のいう不当廉売の定義は同じか。各々の解釈基準を示されたい。

2　国税庁の処分権は独占禁止法違反のときにしか認められない点を考慮すると、国税庁の調査結果を公正取引委員会の調査に活用するなど両者の連携・協力体制を強化すれば、酒類の販売の取引の適正化に向けて効果的な対策を講じることができると考える。現在、両者の間ではどのような連携・協力体制が取られているのか。また、今後その体制を一層強化すべきと考えるが、政府の見解を示されたい。

七　前述した酒類ガイドラインの改定のほかに、

不当廉売、差別対価、優越的地位の濫用に対しては酒類の販売の実態を踏まえた、より実効的な措置を講じる必要があると考えるが、今後の政府の取組方針について明らかにされたい。

八　公正取引委員会は平成二十二年六月に「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」の原案を公表し、パブリックコメントを実施した。酒類の販売においても優越的地位を濫用していると思われる不公正取引が発生しているが、この実態に対してどう対応するつもりか。「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」の今後の見通しを明らかにされたい。

右質問する。

平成二十三年三月十八日

内閣総理大臣　菅　直人

参議院議長　西岡　武夫殿

参議院議員渡辺猛之君提出酒類の不当廉売等に対する規制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員渡辺猛之君提出酒類の不当廉売等に対する規制に関する質問に対する答弁書

一について

公正取引委員会は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）に違反する事実があると認められたときは、独占禁止法の規定に基づき排除措置命令又は課徴金納付命令（以下「法的措置」という。）を行っている。また、法的措置をとるに足る証拠が得られなかった場合であっても、独占禁止法違反の疑いがあるときは警告を行い、独占禁止法違反行為の存在を疑うに足る証拠は得られなかったが、独占禁止法違反につながるおそれのある行為がみられた場合には、違反行為の未然防止を図る観点から注意を行っている。

平成十二年度から平成二十一年度までの十年間において、独占禁止法第四十五条第一項の規定に基づき行われた報告（以下単に「報告」という。）のうち、酒類の流通における不当廉売に関するものは一万二千四十六件、差別対価に関するものは八十一件、優越的地位の濫用に関するものは十七件であった。また、同期間において、酒類の流通における不当廉売に関して行われた法的措置は零件、警告は十七件、注意は八千六百九十三件、差別対価に関して行われた法的措置は零件、警告は零件、注意は九件、優越的地位の濫用に関して行われた法的措置は零件、警告は零件、注意は一件であった。

二について

報告が書面で具体的な事実を摘示してされた場合において、当該報告に係る事件について、適当な措置をとり、又は措置をとらないこととしたときは、公正取引委員会は、独占禁止法第四十五条第三項の規定に基づき、速やかに、その旨を当該報告をした者に通知しなければならないとされている。

平成十二年度から平成二十一年度までの十年間において、酒類の流通における不当廉売、差別対価又は優越的地位の濫用に関して行われた報告の数に対する同項の規定に基づき行われた通知の数の割合は約九割であった。また、これらの通知事案のうち、法的措置をとった旨通知したものは零件、警告を行った旨通知したものは八件、注意を行った旨通知したものは八千五百四十七件、措置をとらなかった旨通知したものは二千九百十九件であった。

三について

政府としては、不当廉売、差別対価、優越的地位の濫用等中小事業者に不当に不利益を与える行為に対して、独占禁止法の規定に基づいて厳正かつ的確に対処するため、これまでも公正取引委員会の体制を強化してきたところである。

平成二十三年度予算において公正取引委員会の体制の強化に係る経費を計上しているところ、今後とも厳しい行財政事情を踏まえながら、公正取引委員会について所要の体制の確保に努めるとともに、その事件処理の能力の向上を通じて事務の効率化を図ることにより、独占禁止法違反行為に対して厳正かつ的確に対処してまいる所存である。

四について

酒類の流通における廉売については、複数の酒類販売業者が相互に対抗して廉売を繰り返すなどの特性を有していることから、周辺の酒類販売業者に対する影響が拡大する前に迅速な処理を行うことが極めて重要である。そのため、公正取引委員会では、不当廉売に係る事案（以下「不当廉売事案」という。）について、報告から処理結果を通知するまでの目標処理期間を原則二か月以内とし、多数の事案の迅速な処理に努めているところであり、この運用方針は、酒類の流通における不当廉売事案の特性に照らし、適切なものと考えている。他方、大規模な酒類販売業者による不当廉売事案又は繰り返し行われている不当廉売事案であって、周辺の酒類販売業者に対する影響が大きいと考えられるものについては、周辺の酒類販売業者の事業活動への影響等についても調査を行い、問題のみられる事案については、法的措置も含め厳正に対処することが必要であると考えている。

五について

公正取引委員会は、警告等を行った事業者に対しては、違反行為の未然防止等の観点から、その後の価格動向について情報収集を行っている。また、過去に注意を受けてもなお再び注意を受けるような事業者に対しては、事案に応じて、責任者を招致するなどした上で直接注意を行っているほか、周辺の酒類販売業者に対する影響が大きいと考えられる場合には、周辺の酒類販売業者の事業活動への影響等についても調査を行い、問題のみられる事案については、厳正に対処することとしている。

六の1について

不当廉売とは、事業者間の公正な競争を確保する観点から独占禁止法第十九条で禁止される行為のうち、正当な理由がないのに商品若しくは役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、又は不当に商品若しくは役務を低い対価で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるものをいう。

なお、国税庁においては、平成十八年八月三十一日に発出・公表した「酒類に関する公正な取引のための指針」の中で、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第

七号。以下「酒類業組合法」という。）第八十四条の規定に基づく酒税保全のための勧告又は命令を行うか否かの判断基準にも用いられるものとして、「合理的な価格の設定」についての考え方を示している。

六の2について

公正取引委員会においては独占禁止法を、国税庁においては酒類業組合法を所管し、それぞれ独立して運用しているところであるが、公正取引委員会及び国税庁においては、公正取引委員会の地方事務所等と国税局等との間も含めて、酒類の流通における不当廉売事案等についての相互の連絡体制を確保し、定期的な会議の開催、随時の情報交換等を行うなどして緊密な連携を図っているところである。

また、公正取引委員会においては、国税庁の専門的知見を活用して酒類の流通における不当廉売事案等により的確に対処するため、国税庁から職員の出向を受け入れている。

公正取引委員会及び国税庁としては、今後とも、こうした連携・協力体制の強化を図っていくこととしている。

七について

公正取引委員会においては、酒類の販売の実態を注視するとともに、独占禁止法に違反する不当廉売、差別対価又は優越的地位の濫用に該当する事実が認められた場合には厳正に対処することとしている。

なお、これらの違反行為の抑止を図るため、平成二十一年の独占禁止法の改正により、不当廉売及び差別対価に関しては当該行為を繰り返した事業者について、優越的地位の濫用に関しては当該行為を継続した事業者について、それぞれ課徴金納付命令の対象とされたところであり、公正取引委員会としては、その適切な執行に努めていくこととしている。

八について

公正取引委員会においては、平成二十一年の独占禁止法の改正により、優越的地位の濫用が新たに課徴金納付命令の対象となったことを踏まえ、法運用の透明性を一層確保し、事業者の予見可能性をより向上させるため、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（以下「ガイドライン」という。）を策定し、平成二十二年十一月三十日に公表したところである。ガイドラインは、意見公募手続において酒類販売関係の団体を含む関係各方面から提出された意見を踏まえて策定したものである。また、その後、公正取引委員会においては、ガイドラインを広く周知することにより優越的地位濫用行為の未然防止を図るため、各地で説明会を開催する等の対応を行っているところである。今後とも、優越的地位の濫用に該当する行為が認められた場合には、厳正に対処してまいる所存である。

環太平洋戦略的経済連携協定と開国フォーラムに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年三月九日

浜田　和幸

参議院議長　西岡　武夫殿

環太平洋戦略的経済連携協定と開国フォーラムに関する質問主意書

政府は、全国九か所で開国フォーラムと題する公開討論会を開催することとし、最初の開国フォーラムが平成二十三年二月二十六日にさいたま市内で開催された。

これらの開国フォーラムでは、環太平洋戦略的経済連携協定（ＴＰＰ）に我が国が参加するべきか否かについての意見交換がなされるものと目される。

そこで以下のとおり質問する。

一　開国フォーラムは、我が国がＴＰＰに参加することに対して国民の理解を得るという目的で開催されているのか。政府の見解を示されたい。

二　平成二十三年二月二十六日にさいたま市内で開催された開国フォーラムにおいて、平野達男内閣府副大臣が「日本はＴＰＰ交渉に参加しておらず、きちんとした情報が提示できない。情報を集めている段階」という趣旨の発言をした事実があるのか否かについて明らかにされたい。

三　政府は、私が提出した「環太平洋戦略的経済連携協定の医療への影響に関する質問に対する答弁書」（内閣参質一七七第七五号。平成二十三年二月二十五日閣議決定）において、「我が国はＴＰＰ協定交渉に参加していないことから、お尋ねの点（ＴＰＰの医療分野への影響）についてお答えすることは困難である」旨の答弁をした。このことは、政府がＴＰＰについて十分な情報を持っていないことを裏付けるものである。政府がＴＰＰについて十分な情報を持っていないにもかかわらず、開国フォーラムを開催してＴＰＰに関する意見交換をすることにどのような意義があるのか。政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十三年三月十八日

内閣総理大臣　菅　直人

参議院議長　西岡　武夫殿

参議院議員浜田和幸君提出環太平洋戦略的経済連携協定と開国フォーラムに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田和幸君提出環太平洋戦略的経済連携協定と開国フォーラムに関する質問に対する答弁書

一及び三について

御指摘の「開国フォーラム」は、御指摘のようなことを目的としたものではなく、菅内閣が掲げる「平成の開国」と国民の暮らしとの関係について、国民に理解を深めていただくことを目的としたものである。「開国フォーラム」を開催して、そのための意見交換を行うことは意義があるものと考えている。なお、平成二十三年三月十一日の平成二十三年（二千十一年）東北地方太平洋沖地震の発生以降の「開国フォーラム」については開催を中止した。

二について

平野達男内閣府副大臣が御指摘のような趣旨の発言をしたことは事実である。

特定扶養控除見直しに伴い負担増となる生徒に対する経済的支援の「ごまかし」に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年三月十日

浜田　昌良

参議院議長　西岡　武夫殿

特定扶養控除見直しに伴い負担増となる生徒に対する経済的支援の「ごまかし」に関する質問主意書

「特定扶養控除見直しに伴い負担増となる生徒に対する経済的支援に関する質問主意書」（第百七十七回国会質問第五八号。平成二十三年二月十日提出）に対する「答弁書」（内閣参質一七七第五八号。平成二十三年二月十八日）を受領した。答弁書の「一及び二について」において、「特定扶養控除の見直し」に伴い高等学校等就学支援金の支給に関する制度の導入前に比して負担増となる者に対する対応については、（中略）高校生修学支援基金を活用した奨学金の貸与要件の緩和、貸与額の増額、返還免除制度の導入など、各都道府県が実施する奨学金貸与事業に対する新たな支援を講ずることとしているところ」と答弁しているが、そもそも貸与制では、経済的負担の先送りであり、根本的解決にならず、単なる「ごまかし」との声が挙がっている。

そこで、以下質問する。

一　高校生修学支援基金事業が「高校無償化」という政府の施策により負担増となった生徒に対する「救済措置」であるとの答弁を踏まえ、例えば、新たな支援策として考えられている返還免除制度において、特定扶養控除見直しに伴い負担増となった生徒に対しては、所得制限等を設けず、すべて返還免除の措置を講じていくなど、各都道府県にその要件設定を任せるのではなく、政府として統一した方針を打ち出すべきと考えるが、政府の見解如何。

二　ブラジル人、ペルー人子弟等が通う外国人学校のうち、当該学校は無認可校であるが母国の行政機関の認可等により日本や母国の大学への進学資格が得られる等、一定の条件を満たす学校の生徒についても、高等学校等就学支援金の対象とすることについて、鳩山前総理は前回の質問主意書で引用したように「これからもよく検討していきたい」と答弁し、検討を約束していた。それにも関わらず、前回答弁書において、菅内閣が「対象とすることは考えていない」と答弁したのはどのような検討を行った結果なのか。その経緯が不明のままでは民主党政権は「ごまかした」と国民はさらに不信を高めることになる。よって、前述の鳩山前総理の発言を踏まえ、政府としてどのような検討を行ったのか、検討状況を具体的に明らかにされたい。

右質問する。

平成二十三年三月十八日

内閣総理大臣　菅　直人

参議院議長　西岡　武夫殿

参議院議員浜田昌良君提出特定扶養控除見直しに伴い負担増となる生徒に対する経済的支援の「ごまかし」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田昌良君提出特定扶養控除見直しに伴い負担増となる生徒に対する経済的支援の「ごまかし」に関する質問に対する答弁書

一について

都道府県が実施する高等学校等の生徒等に対する奨学金事業に係る基準等は、地域の実情に応じて、各都道府県の判断により決定すべきものである。なお、文部科学省としては、先の答弁書（平成二十三年二月十八日内閣参質一七七第五八号）一及び二についてでお答えしたとおり、平成二十一年度補正予算により都道府県に設置された高校生修学支援基金を活用した奨学金の貸与要件の緩和、貸与額の増額、返還免除制度の導入など、各都道府県が実施する奨学金貸与事業に対する新たな支援を講ずるため、当該基金を活用した事業に係る実施要領の改正を行うこととしているところである。

二について

先の答弁書三についてでお答えしたとおり、現時点では、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号。以下「法」という。）第二条第一項第一号から第四号までに掲げる学校以外の教育施設については、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定された教育施設である専修学校及び各種学校並びに同法以外の法律に特別の規定がある教育施設以外の教育施設を対象とすることは考えていない。なお、法附則第二項においては、法の施行後三年を経過した場合において、法の施行の状況を勘案し、法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとされているところであり、今後、適切に対応してまいりたい。

明治二十五年三月二十一日
第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　本号一部　一一五円（本体一一〇円）